

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の5第1項
【提出先】	中国財務局長
【提出日】	2020年4月3日
【会社名】	株式会社アルファクス・フード・システム
【英訳名】	Alphax Food System Co.,LTD
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 田村 隆盛
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	山口県宇部市西本町二丁目14番30号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【内部統制報告書の訂正報告書の提出理由】

平成30年12月27日に提出いたしました第25期（自平成29年10月1日 至平成30年9月30日）内部統制報告書の記載事項に誤りがありましたので、令和2年3月16日に内部統制報告書の訂正報告書を提出いたしましたが、再度、記載事項に誤りがありましたので金融商品取引法第24条の4の5第1項に基づき、内部統制報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正事項】

3 評価結果に関する事項

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____を付して表示しております。

3【評価結果に関する事項】

（訂正前）

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼすこととなり、開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。したがって、平成30年9月30日現在の当社の財務報告に係る内部統制は有効でないと判断いたしました。

記

当社は、売上計上時期の適切性について、不適切な会計処理が行われた疑いがあることが判明したため、2020年2月7日付で当社と利害関係を有しない外部の専門家によって構成される特別調査委員会を設置しました。

2020年3月13日付で受領した同委員会による調査結果報告等を受け、当社は、2017年9月期以降の売上高及び売上原価の計上時期の修正等、必要と認められる訂正を行うこといたしました。

<以下省略>

（訂正後）

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼすこととなり、開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。したがって、平成30年9月30日現在の当社の財務報告に係る内部統制は有効でないと判断いたしました。

記

当社は、売上計上時期の適切性について、不適切な会計処理が行われた疑いがあることが判明したため、2020年2月7日付で当社と利害関係を有しない外部の専門家によって構成される特別調査委員会を設置しました。

2020年3月16日付で受領した同委員会による調査結果報告等を受け、当社は、2017年9月期以降の売上高及び売上原価の計上時期の修正等、必要と認められる訂正を行うこといたしました。

<以下省略>